

## 公的年金からの引落とし（特別徴収）について

公的年金からの特別徴収制度は、年金の支払いを受けている方の納税の利便性の向上と、市町村における事務の効率化を目的として地方税法を根拠に行われるものです。ご負担いただく税額に変更はありません。また口座振替による納付を選択することはできません。

● **対象となる方** 次の①～④のすべてにあてはまる方

- ① 公的年金等を受給されている満65歳以上の方
- ② 公的年金等に係る所得に対して市民税・県民税が課税されている方
- ③ 年額18万円以上の老齢基礎年金、老齢年金、退職年金等を受給されている方
- ④ 4月1日現在、神戸市の介護保険料が公的年金からの引落とし対象とされている方

● **徴収方法** 公的年金等にかかる所得に対する個人市民税・県民税を、年6回（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）の年金支給ごとに引落します。（＝特別徴収）

例)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
		引落とし (特別徴収)を 開始する年度	前年度から引き続き引落とし (特別徴収)を継続する年度	
年税額		60,000円	60,000円	60,000円
納付書で 納める	6月	15,000円	-	-
	8月	15,000円	-	-
年金からの 引落とし (仮徴収)	4月	-	10,000円	10,000円
	6月	-	10,000円	10,000円
	8月	-	10,000円	10,000円
年金からの 引落とし (本徴収)	10月	10,000円	10,000円	10,000円
	12月	10,000円	10,000円	10,000円
	2月	10,000円	10,000円	10,000円

- 引落とし（特別徴収）が開始される年度は、6月・8月に年金所得に係る年税額の1/4ずつを納付書又は口座振替で納めていただきます。続いて10月・12月・2月の公的年金の支払いの際に、公的年金の支払者が年金所得に係る年税額の1/6ずつを引落します。
- 前年度より引き続き引落とし（特別徴収）される年度は、公的年金の支払いの際に、公的年金の支払者が4月・6月・8月は前年度に通知した翌年度仮徴収額を引落します。10月・12月・2月は、年金所得に係る年税額から仮徴収額（4月・6月・8月）分を差し引いた額の1/3ずつを引落します。次年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、4月・6月・8月の公的年金の支払いの際に、公的年金の支払者が前年度の年金所得に係る税額の1/2の額の1/3ずつを引落します。

## 令和3年3月16日以降に申告書を提出された場合について

申告期限の延長により、令和3年3月16日以降に提出された市民税・県民税の申告書及び所得税の確定申告書の内容については、このたびお送りしています市民税・県民税税額決定通知書に反映されていない場合があります。この場合、順次、税額変更通知書をお送りしますので、ご理解とご協力をお願いします。